

○幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年9月30日

条例第29号

改正 平成28年6月20日条例第22号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(町の責務)

第3条 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び町長又は幸田町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の第1欄に掲げる機関は、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第3欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 町長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務

実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号に規定する条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成28年6月20日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

機関	事務
1 町長	私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務であって町長が指定するもの
2 町長	遺児家庭扶助費の支給に関する事務であって町長が指定するもの
3 町長	幸田町子ども医療費の助成に関する条例(昭和48年幸田町条例第12号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 町長	幸田町母子家庭等医療費の支給に関する条例(昭和53年幸田町条例第19号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5 町長	幸田町心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和48年幸田町条例第13号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
6 町長	後期高齢者医療の被保険者に対する福祉医療費の支給に関する事務であって町長が指定するもの
7 町長	心身障害者扶助費の支給に関する事務であって町長が指定するもの

8 町長	要介護高齢者等に対する紙おむつの給付に関する事務であって町長が指定するもの
9 町長	要介護者を現に介護している家族等に対する家族介護手当又は在宅介護手当の支給に関する事務であって町長が指定するもの
10 町長	障害者住宅改修費の交付に関する事務であって町長が指定するもの
11 町長	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業の実施に関する事務であって町長が指定するもの
12 町長	居宅サービス等の利用者に対する介護保険利用者負担軽減事業の実施に関する事務であって町長が指定するもの
13 町長	一般不妊治療費助成事業の実施に関する事務であって町長が指定するもの
14 町長	高齢者の医療の確保に関する法律、国民健康保険法及び健康増進法（平成14年法律第103号）に定めるもののほか、町が独自に行う健康増進事業の実施に関する事務であって町長が指定するもの
15 町長	予防接種法（昭和23年法律第68号）に定めるもののほか、町が独自に行う定期予防接種及び臨時予防接種の実施又は任意予防接種の実施に関する事務であって町長が指定するもの
16 教育委員会	学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき町が行う就学援助に関する事務であって町長が指定するもの
17 教育委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって町長が指定するもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 町長	私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務であって町長が指定するもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）又は住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって町長が指定するもの
2 町長	遺児家庭扶助費の支給に関する事務であって町長が指定するもの	住民票関係情報であって町長が指定するもの

3 町長	幸田町子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給に関する情報（以下「国保保険給付関係情報」という。）、幸田町心身障害者医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「心身障害者医療費関係情報」という。）又は幸田町母子家庭等医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する情報（以下「母子家庭等医療費関係情報」という。）であって規則で定めるもの
4 町長	幸田町母子家庭等医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、国保保険給付関係情報、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給に関する情報（以下「後期高齢者医療給付関係情報」という。）、幸田町子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「子ども医療費関係情報」という。）又は心身障害者医療費関係情報であって規則で定めるもの
5 町長	幸田町心身障害者医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、国保保険給付関係情報、後期高齢者医療給付関係情報、子ども医療費関係情報又は母子家庭等医療費関係情報であって規則で定めるもの
6 町長	後期高齢者医療の被保険者に対する福祉医療費の支給に関する事務であって町長が指定するもの	地方税関係情報、住民票関係情報、後期高齢者医療給付関係情報、母子家庭等医療費関係情報又は心身障害者医療費関係情報であって町長が指定するもの
7 町長	心身障害者扶助費の支給に関する事務であって町長が指定するもの	住民票関係情報であって町長が指定するもの
8 町長	要介護高齢者等に対する紙おむ	地方税関係情報又は住民票関係情報であっ

	つの給付に関する事務であって町長が指定するもの	て町長が指定するもの
9 町長	要介護者を現に介護している家族等に対する家族介護手当又は在宅介護手当の支給に関する事務であって町長が指定するもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって町長が指定するもの
10 町長	障害者住宅改修費の交付に関する事務であって町長が指定するもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって町長が指定するもの
11 町長	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業の実施に関する事務であって町長が指定するもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって町長が指定するもの
12 町長	居宅サービス等の利用者に対する介護保険利用者負担軽減事業の実施に関する事務であって町長が指定するもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって町長が指定するもの
13 町長	一般不妊治療費助成事業の実施に関する事務であって町長が指定するもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって町長が指定するもの
14 町長	町が独自に行う健康増進事業の実施に関する事務であって町長が指定するもの	地方税関係情報、住民票関係情報、国保保険給付関係情報又は後期高齢者医療給付関係情報であって町長が指定するもの
15 町長	予防接種法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の予防接種の実施に関する事務	町が独自に行う定期予防接種及び臨時予防接種の実施又は任意予防接種の実施に関する情報であって町長が指定するもの
16 町長	町が独自に行う定期予防接種及び臨時予防接種の実施又は任意予防接種の実施に関する事務であって町長が指定するもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって町長が指定するもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	学校教育法第19条の規定に基づき町が行う就学援助に関	町長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって町長

	する事務であって町長が指定するもの		が指定するもの
2 教育委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって町長が指定するもの	町長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって町長が指定するもの